

第10次鶴岡市交通安全計画(案)の概要

第9次計画の検証

◎目標

- ・年間交通事故死者数 4人以下(県の数値目標 35人以下)
- ・年間交通事故負傷者数 800人以下(県の数値目標 7,000人以下)

◎結果

(単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27
死者数	8	4	1	5	4
負傷者数	1,024	874	825	744	763

- ・第9次の目標を達成した。
- ・高齢者が犠牲となる死亡事故が多い。【全死者数の半数以上が高齢者】
- ・前方不注意による事故が多い。【事故全体に占める割合が増加】
- ・国道・県道等幹線道路での発生が多い。【全死者数の約8割】
- ・交差点での出会い頭の事故が多い。【全発生件数の半数を占める】

2 道路交通安全についての対策

道路交通安全対策を考える視点

- (1) 高齢者と子どもの安全確保
- (2) 歩行者と自転車利用者の安全確保

道路交通安全対策の重点事項

- (1) 高齢者と子どもの交通安全対策の推進
- (2) 横断歩道、交差点での交通事故防止対策の推進
- (3) 生活道路及び幹線道路における交通事故防止対策の推進
- (4) 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
- (5) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 自転車の安全運転の推進

3 道路交通安全のための施策の展開

(1) 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ② 効果的な交通安全教育の推進
- ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ④ 自転車の安全利用の推進

(2) 安全運転の確保

- ① 飲酒運転の撲滅
- ② 高齢運転者対策の充実
- ③ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 積極的なヘッドライト活用の促進

(3) 道路交通環境の整備

- ① 道路における交通安全対策の推進
 - ② 効果的な交通規制の推進
 - ③ 駐車対策の実施
 - ④ その他道路交通環境の整備
- (4) 踏切道における交通の安全についての対策
 - (5) 救助・救急活動の充実
 - (6) 被害者支援の推進

第10次計画の概要

【基本理念】 ～交通事故のない、安全で安心して暮らせる鶴岡市を目指して～

「人優先」の交通安全思想を基本とした施策の推進と
地域ぐるみで交通弱者を守る仕組みづくりの促進

【道路交通の安全】

1 目標(平成32年まで)

- 平成32年までに年間交通事故死者数を**3人以下**とする。
(県の第10次交通安全計画の数値目標 30人以下)
- 平成32年までに年間交通事故負傷者数を**630人以下**とする。
(県の第10次交通安全計画の数値目標 6,000人以下)